

随意契約（相手方指定）調書

件名	荒川遊園花壇づくり作業委託	№5200243
工（納）期	令和 7 年 3 月 3 1 日	
契約締結日	令和 6 年 4 月 1 日	
契約金額	8 9 5, 1 4 4 円（消費税込み）	

契約相手方	社会福祉法人 荒川のぞみの会
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。
備考	

業者選定理由書

件 名	荒川遊園花壇づくり作業委託
指名業者 (案)	名 称 社会福祉法人 荒川のぞみの会 所在地 荒川区東日暮里 3-8-16 代表者 理事長 松本 明子
特命理由	本件は、荒川遊園内にある花壇の管理・植付け等を委託するものである。 主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記法人を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。 経理課として検討したところ、 ① 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号において、障害福祉サービス事業を行う施設もしくは小規模作業所から役務の提供を受ける場合は、随意契約によることのできるとの規定がある。 ② 上記法人は、障害福祉サービス事業所「作業所ボンエルフ」の運営法人であり、平成26年度以降、本件に携わっているが、令和5年度の履行状況は良好であった。 以上のことから、上記法人を相手方に指定した随意契約を締結する。
その他 特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第3号 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業を行う施設から役務の提供を受ける契約)